

大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への 返還手続に関するガイドライン

平成 30 年 12 月

1. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、平成 26 年 6 月 20 日に定められた「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成 26 年 6 月 20 日閣副第 363 号、26 文科振第 126 号）に引き続き、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成 25 年 6 月 14 日政策推進作業部会報告。以下単に「基本的な考え方」という。）及び「第 10 回アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告」（平成 30 年 5 月 14 日のアイヌ政策推進会議において了承。）において示された大学の保管しているアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）の発掘・発見された出土地域への返還（以下「地域返還」という。）に関する基本的な方針（以下「地域返還基本方針」という。）を踏まえ、文部科学省が実施している「大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の調査結果」（平成 31 年 3 月に取りまとめ予定）において大学が保管している旨回答のあったアイヌ遺骨等（個人が特定されたものを除く。）であって発掘・発見された出土地域が記録等から明らかであるもの（係争中のものを除く。以下「出土地域特定遺骨等」という。）の地域返還に係る手続に関して具体的な指針を定めるものである。

なお、「第 10 回アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告」第 1 V（1）①に記載のとおり、本ガイドラインは、関係者が状況に応じて地域返還の実施について個別の判断等を行うことを妨げるものではない。

【参考】「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告（平成 23 年 6 月）（抜粋）

（略）アイヌの精神文化の尊重という観点から、各大学等に保管されているアイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては、各大学等において返還するとともに、遺族等への返還の目途が立たないものについては、国が主導して、アイヌの人々の心のよりどころとなる象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮する。

【参考】アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について（平成 25 年 6 月 14 日政策推進作業部会報告）（抜粋）

2. アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方
- ① 遺骨の返還・集約を進めるに当たっては、アイヌの人々の意向を最大限尊重する。
 - ② アイヌの人々が返還を求める遺骨については、象徴空間への集約後も含め、最大限返還する。
 - ③ 返還に当たっては、適切な相手先に確実に返還し、遺骨が何度も移転させられるような事態は極力避ける。（中略）
 - ④ 遺骨と一対一で対応する副葬品については、遺骨と帰趨を共にするものとする。（中略）
 - ⑤ 返還手続については、政府において、ガイドラインを作成するなど、関係大学と協力して検討を進める。（以下略）

【参考】第10回政策推進会議作業部会報告（平成30年5月）（抜粋）

V 遺骨の返還・集約等
(略)

(1) 大学が保管しているアイヌ遺骨等

① 出土地域のアイヌ関係団体への返還

○ (略)

○ 大学が保管しているアイヌ遺骨等のうち、出土地域が明らかなものについては、関係者の理解及び協力の下、その出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域のアイヌ関係団体」という。）からの求めに応じて、出土地域への返還（以下「地域返還」という。）に可能な限り努める必要がある。なお、文化財として認められているアイヌ遺骨等の取扱いについては、引き続き検討を進める必要がある。

そのため、以下の基本的な方針の下、国はガイドラインを策定し、その手続を早期に具体化し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るべきである。

- ・ 関係者の理解及び協力の下、地域返還に係る情報及び手続の公表（以下「情報公開」という。）の後、出土地域のアイヌ関係団体からの求めに応じて、アイヌ遺骨等を出土地域に返還する。
- ・ 出土地域のアイヌ関係団体は、出土地域に居住する複数のアイヌの人々によって構成される団体とし、既存団体に限らず、法人格の有無は問わないことを基本とする。なお、かつて出土地域に居住していた等、出土地域に縁のあるアイヌの人々の参画も可とする。
- ・ 複数の出土地域のアイヌ関係団体から、地域返還の求めがあった場合や、地域返還を希望しない旨の求めがあった場合は、関係者による話し合いによって解決することを原則とする。
- ・ 地域返還を受けた出土地域のアイヌ関係団体は、出土地域等において、確実な慰霊等を行う。
- ・ 情報公開から6か月間地域返還の求めがない等、アイヌの人々に直ちに返還できないアイヌ遺骨等については、慰霊施設に集約することとする。なお、慰霊施設集約後も返還の求めは可能とする。

○ なお、アイヌ遺骨等の集約、返還等の取組は、関係者の理解及び協力なくしては実現できないが、昨今のアイヌ遺骨等の返還に係る社会情勢やアイヌの人々の意見等、様々な周辺状況を鑑みると、現時点において、これらの関係者が地域返還を検討又は実施する際における実務上の指針を、国として示す意義があると考えられる。ガイドラインは、かかる観点から作られるものであり、その性格を踏まえれば、関係者が状況に応じて地域返還の実施について個別の判断等を行うことを妨げるものではない。

○ かつて出土地域に居住していた等、出土地域に縁のあるアイヌの人々のみで構成されるアイヌ関係団体については、返還希望の有無も踏ましつつ、引き続き検討を進める必要がある。

2. 本ガイドラインにおける遺骨返還の考え方

国（北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。））に出土地域特定遺骨等を集約する前にあっては、当該出土地域特定遺骨等を保管する大学（以下「関係大学」という。）は、基本的な考え方、地域返還基本方針及び出土地域特定遺骨等に係る裁判上の事例等を考慮し、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国連総会第61会期2007年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295 付属文書））の関連条項を参照しつつ実施されるアイヌ政策の一環として、出土地域特定遺骨等については、アイヌの精神文化やアイヌの人々の心情等を踏まえ、尊厳ある慰霊の実現を図るため、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）が返還を希望する場合には、本ガイドラインの定めに従い、地域返還の手続を行うものとする。

3. 情報の周知等及び慰霊施設への集約

(1) 出土地域特定遺骨等に関する情報の報告

関係大学は、出土地域特定遺骨等に係るアイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、出土地域特定遺骨等に係る以下の情報を国に報告するものとする。

- ① 発掘・発見された時期
- ② 発掘・発見された場所（市町村（地区）単位）
- ③ 性別、推定年齢
- ④ その他参考事項

(2) 関係機関による情報の周知等

国は、関係大学から報告された情報をホームページ等により周知するとともに、出土地域特定遺骨等が発掘・発見された場所の存する区域を管轄する地方公共団体及び公益社団法人北海道アイヌ協会（以下単に「北海道アイヌ協会」という。）等の関係機関に対して、当該情報の周知等の協力を求めるものとする。

(3) 慰霊施設への集約

関係大学は、次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨等については、別に定めるところにより、慰霊施設に集約し、国は、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間、適切に保管するものとする。

ア 情報の周知から6か月間地域返還の申請がなかった場合

イ 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があったものの、当該出土地域特定遺骨等の地域返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体（以下「地域返還対象団体」という。）であることの確認ができなかった場合

(4) 国と関係大学との間の協定の締結

国は、出土地域特定遺骨等の慰霊施設への集約に際して、集約後に関係大学が負うべき責務について、関係大学との間で協定を締結することとする。

4. 慰霊施設への集約後における地域返還に向けた手続

(1) 地域返還の申請

出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、国に対して、国が別に定める書面に、自己が地域返還対象団体（※1）であることを確認するために必要な書面（※2）を付して、出土地域特定遺骨等の地域返還を申請するものとする。

（※1）地域返還対象団体は、当該出土地域特定遺骨等に係る出土地域に居住しているアイヌの人々を中心として構成される団体であることを基本とし、当該出土地域に縁のあるアイヌの人々による確実な慰霊等が可能であると認められるものに限ることとする。

なお、法人格の有無は問わず、構成員の一部にアイヌ以外の人々又は出土地域以外の地域に居住する当該出土地域に縁のあるアイヌの人々が含まれている団体や、出土地域特定遺骨等の地域返還を目的として新たに結成された団体であっても可とする。また、当該出土地域以外に居住する当該出土地域に縁のあるアイヌの人々のみで構成される団体又は団体ではなくアイヌの方個人が地域返還対象団体となる場合、確実な慰霊等が可能であるか慎重な判断が必要である。

（※2）地域返還対象団体であることの確認の申請に当たっては、申請者は、次の内容を明らした書面を提出するものとする。

- ① 申請団体における構成員の氏名及び住所（出土地域に居住していないアイヌの構成員については、出土地との縁についても付記するものとする。）
- ② 地域返還を求める出土地域特定遺骨等
- ③ 地域返還後の祭祀供養方法（納骨又は埋葬の予定地（慰霊施設、納骨堂、墓地等）及びその確保の状況、火葬予定の有無、祭祀供養（イチャルパ等）の予定等）
- ④ その他確実な慰霊等のために必要な事項として別に定めるもの

(2) 地域返還対象団体の確認

① 4. (1)の申請を受理した国は、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるか確認を行うこととする。

② 国は、申請者が地域返還対象団体として適切な者であると確認した場合には、申請者に、その旨を通知するとともに、地域返還の申請があった旨をホームページ

ージ等で周知し、別に定める期間、当該申請に反対する旨の意見、当該申請に競合する申請等（以下「反対意見等」という。）を受け付けるものとする。この際、国は、出土地域特定遺骨等が発掘・発見された場所の存する区域を管轄する地方公共団体及び北海道アイヌ協会等の関係機関に対して、当該情報の周知等の協力を求めるものとする。

反対意見等の提出は、国が別に定める書面を添えて行うものとする。

- ③ 国は、反対意見等があった場合には、申請者に、反対意見等があった旨を通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者（以下「申請者等」という。）に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。

話し合いの結果等により、当初の申請者以外の者が地域返還を申請することとなった場合には、国は、改めて①の手続を執るものとする。

- ④ 国は、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるとの確認ができなかった場合及び③の話し合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかった場合には、その旨等を、申請者等に回答するものとする。

- ⑤ 国は、地域返還対象団体として適切な者であるか確認を行うときその他必要があると認めるときには、客観性・中立性を確保する観点から、申請者等と直接的な利害関係のない者であって、アイヌ文化を継承する者や民事法制について専門的知見を有する者等により構成される第三者委員会等を設置して、意見を聴くものとする。また、反対意見等があった場合であって、申請者等が国による話し合いの仲介を求めたときには、国は、必要に応じ、第三者委員会の委員等に当該仲介を行わせることができることとする。

5. 慰霊施設への集約後における地域返還

- (1) 国は、4.(2)の手続により、地域返還対象団体を特定した場合には、当該地域返還対象団体に、その旨を通知するとともに、協議の上、当該出土地域特定遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所、方法等を決定することとする。

なお、地域返還対象団体との合意は、書面をもって行うものとする。

- (2) 国は、5.(1)の合意内容に基づき、地域返還対象団体に、当該出土地域特定遺骨等の地域返還を行うこととする。

なお、出土地域特定遺骨等の地域返還に当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮することとする。

- (3) 出土地域特定遺骨等の地域返還に係る搬送に際し発生する費用については、国と地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として関係大学が負担する

こととする。

6. 慰霊施設への集約前における地域返還

3. (2)により国が情報の周知等を行った後、慰霊施設への集約前に、出土地域特定遺骨等について地域返還の申請があった場合には、以下の手続によることとする。

(1) 地域返還の申請

集約前の出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、国を受付窓口として、関係大学に対して、国が関係大学と協議して定める書面に、自己が地域返還対象団体（※1）であることを確認するために必要な書面（※2）を付して、出土地域特定遺骨等の地域返還を申請するものとする（※1及び※2は、4. (1)の※1及び※2と同様とする）。

(2) 地域返還対象団体の確認

① 6. (1)の申請を受理した国は、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるか確認を行うこととする。

② 国は、申請者が地域返還対象団体として適切な者であると確認した場合には、申請者及び地域返還の申請のあった関係大学に、その旨を通知するとともに、地域返還の申請があった旨をホームページ等で周知し、別に定める期間、当該申請に係る反対意見等を受け付けるものとする。この際、国は、出土地域特定遺骨等が発掘・発見された場所の存する区域を管轄する地方公共団体及び北海道アイヌ協会等の関係機関に対して、当該情報の周知等の協力を求めるものとする。

反対意見等の提出は、国が関係大学と協議して定める書面を添えて行うものとする。

③ 国は、反対意見等があった場合には、その旨、地域返還の申請があった関係大学に通知した上で、国及び関係大学として、申請者に通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者等に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとし、申請者等から当該話し合いの結果について報告があった場合には、関係大学にその旨を通知するものとする。

話し合いの結果等により、当初の申請者以外の者が地域返還を申請することとなった場合には、国は、改めて①以下の手続を執るものとする。

④ 国は、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるとの確認ができな

った場合及び③の話合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかつた場合には、その旨等を、地域返還の申請のあつた関係大学に通知した上で、国及び関係大学として、申請者等に回答するものとする。

なお、地域返還の申請があり、当事者間における話合い等が継続している場合等については、当事者の意向を踏まえて、慰霊施設に集約するか否かを検討することとする。

- ⑤ 国は、地域返還対象団体として適切な者であるか確認を行うときその他必要があると認めるときには、客観性・中立性を確保する観点から、申請者等と直接的な利害関係のない者であつて、アイヌ文化を継承する者や民事法制について専門的知見を有する者等により構成される第三者委員会等を設置して、意見を聴くものとする。また、反対意見等があつた場合であつて、申請者等が国による話合いの仲介を求めたときには、国は、必要に応じ、第三者委員会の委員等に当該仲介を行わせることができることとする。

(3) 地域返還

- ① 国は、6. (2)の手続により、地域返還対象団体を特定した場合には、当該地域返還対象団体に、その旨を通知するとともに、関係大学に当該地域返還対象団体を通知するものとし、関係大学は、当該地域返還対象団体と協議の上、当該出土地域特定遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所、方法等を決定することとする。

なお、関係大学と地域返還対象団体との合意は、書面をもつて行うものとする。

- ② 関係大学は、6. (3)①の合意内容に基づき、地域返還対象団体に、当該出土地域特定遺骨等の地域返還を行うこととする。

なお、出土地域特定遺骨等の地域返還を行うに当たっては、尊厳をもつて扱うよう十分配慮することとする。

- ③ 出土地域特定遺骨等の地域返還に係る搬送に際し発生する費用については、関係大学と地域返還対象団体との間で協議することとし、原則として関係大学が負担することとする。

7. その他

- (1) 内閣官房アイヌ総合政策室は、地域返還手続の実施状況について、文部科学省及び国土交通省の協力の下、アイヌ政策推進会議及び同政策推進作業部会に報告するものとする。

- (2) 集約前か集約後かを問わず、アイヌ遺骨等に係る調査研究については、平成 29

年4月に取りまとめられた「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」の最終報告を踏まえ、アイヌの人々と研究者が合同で設置する委員会において審査が行われるよう、引き続き関係者間で検討を進めることとする。なお、アイヌの人々の同意を得られないものは調査・研究の対象としないこととし、また、慰霊施設においては、アイヌ遺骨等を用いた調査・研究は行わないものとする。